

令和４年第２回野辺地町議会

定例会会議録

招 集 年 月 日 令和 ４ 年 ６ 月 ８ 日（水）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 ４ 年 ６ 月 １ ０ 日（金）午前 ９ 時 ３ ０ 分

出席議員（１１名）

１ 番	高 田 光 雄	２ 番	江 渡 正 樹
３ 番	中 谷 謙 一	４ 番	古 林 輝 信
５ 番	野 坂 充	６ 番	岡 山 義 廣
７ 番	高 沢 陽 子	８ 番	杉 山 福 行
９ 番	戸 澤 栄	１ ０ 番	大 湊 敏 行
１ １ 番	赤 垣 義 憲		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副	町 長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	新 渡 幹 夫
総 務 課	長	山 田 勇 一
企 画 財 政 課	長	秋 島 祐 成
防 災 管 財 課	長	西 舘 峰 夫
産 業 振 興 課	長	長 根 一 彦
税 務 課	長	高 山 幸 人
町 民 課	長	上 野 義 孝
介 護 ・ 福 祉 課	長	飯 田 貴 子

健康づくり課長	木	明	修
建設水道課長	瀧	澤	誠
会計管理者	小	野	早苗
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	富	吉	卓弥
学校教育課指導室長	中	野	良喜
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長 兼図書館長兼歴史民俗資料館長	五	十	嵐洋介
代表監査委員	蛸	名	進一
総務課長補佐	田	中	利美
総務課行政担当	山	口	慎史

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	玉	山	順一
議会事務局主幹	濱	中	太一

議事日程（第3号）

日程第1 議案審議

- 1、報告第1号 専決処分した事項の報告の件（落雪による物件損壊に係る損害賠償についての和解の件）
- 2、報告第2号 専決処分した事項の報告の件（公用車事故に係る損害賠償についての和解の件）
- 3、報告第3号 令和3年度野辺地町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 4、報告第4号 令和3年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 5、報告第5号 令和4年度野辺地町土地開発公社予算について
- 6、報告第6号 令和3年度野辺地町土地開発公社事業報告及び決算について
- 7、報告第7号 令和4年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について
- 8、承認第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 9、承認第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例）
- 10、承認第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第12号））
- 11、承認第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例等の一部を改正する条例）
- 12、承認第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第2号））
- 13、議案第29号 令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）
- 14、議案第30号 令和4年度野辺地町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第 1 号）

- 15、議案第31号 令和 4 年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 16、議案第32号 令和 4 年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 17、議案第33号 令和 4 年度野辺地町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 18、議案第34号 令和 4 年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 19、議案第35号 野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 20、議案第36号 野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 21、議案第37号 野辺地町手数料条例の一部を改正する条例案
- 22、議案第38号 野辺地町住宅貸与並びに使用料徴収条例を廃止する条例案
- 23、議案第39号 財産の取得の件（マイクロバス）
- 24、議案第40号 有戸辺地に係る総合整備計画の策定の件

日程第 2 陳情審議

- 1、陳情第 2 号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について
- 2、陳情第 3 号 国民の休日（海の日）を 7 月 20 日に固定化する意見書の提出を求める陳情
- 3、陳情第 4 号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

日程第 3 閉会

町長の提出議案 な し

議会の提出議案 な し

会議に付した議案

報告第 1 号 専決処分した事項の報告の件（落雪による物件損壊に係る損害賠

償についての和解の件)

- 報告第2号 専決処分した事項の報告の件（公用車事故に係る損害賠償についての和解の件）
- 報告第3号 令和3年度野辺地町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 令和3年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第5号 令和4年度野辺地町土地開発公社予算について
- 報告第6号 令和3年度野辺地町土地開発公社事業報告及び決算について
- 報告第7号 令和4年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について
- 承認第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 承認第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例）
- 承認第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第12号））
- 承認第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例等の一部を改正する条例）
- 承認第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第2号））
- 議案第29号 令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第30号 令和4年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第31号 令和4年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第32号 令和4年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第33号 令和4年度野辺地町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第34号 令和4年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第35号 野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第36号 野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第37号 野辺地町手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第38号 野辺地町住宅貸与並びに使用料徴収条例を廃止する条例案
- 議案第39号 財産の取得の件（マイクロバス）
- 議案第40号 有戸辺地に係る総合整備計画の策定の件

◎開議の宣告

○議長（戸澤 栄君） これより本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議案審議

○議長（戸澤 栄君） 日程第1、議案審議を行います。

報告第1号 専決処分した事項の報告の件（落雪による物件損壊に係る損害賠償についての和解の件）を議題とします。

副町長から説明を求めます。

○副町長（江刺家和夫君） おはようございます。それでは、議案書の1ページをお願いいたします。報告第1号は、専決処分した事項の報告の件であります。

2ページをお願いいたします。専決処分いたしましたのは、落雪による物件損壊に係る損害賠償についての和解の件であります。和解の相手方は、野辺地町字寺ノ沢87番地、西村正文氏であります。損壊の概要であります。令和4年3月16日午後5時頃、役場南側車庫の屋根の落雪により、隣接地の西村氏所有のブロック塀の一部が破損していることを確認いたしました。和解の内容であります。町は損壊の損害賠償金として3万800円を西村氏が指定した修理業者に支払うこととし、町及び西村氏は、本件事項に関し今後異議を申し立てないことといたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） 報告第1号は報告事項であります。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑ないものと認めます。報告第1号はこれで終わります。

報告第2号 専決処分した事項の報告の件（公用車事故に係る損害賠償についての和解の件）を議題とします。

副町長から説明を求めます。

○副町長（江刺家和夫君） 議案書の5ページをお願いいたします。報告第2号は、専決処分した事項の報告の件であります。

6ページをお願いいたします。専決処分いたしましたのは、公用車事故に係る損害賠償についての和解の件であります。和解の相手方は、青森市第二問屋町3丁目1番89号、株式会社東奥日報社代表取締役、塩越隆雄氏であります。事故の概要であります。令和4年3月3日午前9時頃、役場駐車場におきまして町有車両が駐車のため後進した際に、右後方に駐車しておりました東奥日報社所有車両の左前方に接触し、一部を破損させたものであります。和解の内容であります。町は事故の損害

賠償金として12万9,668円を株式会社東奥日報社に支払うこととし、町及び株式会社東奥日報社は、本件事故に関し今後異議を申立てしないことといたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） 報告第2号について質疑ございますか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） おはようございます。この公用車事故に関してなのですが、なぜこういうことになってしまったのかということと、再発防止策どういうふうに関後やっていく考えなのか、そこを決めたと思いますので、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（戸澤 栄君） 課長、答弁。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） ご質問にお答えします。

職員が公務のためにこちらの役場の裏手の駐車場に参りまして、後方の確認が不十分で駐車をしようとしたために接触した事故であります。注意不足ということになります。

今後につきましては、これまでどおりにきちんと確認をして慎重に駐車をする、運転をするというふうなことで命令しております。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

報告第3号 令和3年度野辺地町一般会計継続費繰越計算書の報告について議題といたします。

副町長、説明を求めます。

○副町長（江刺家和夫君） 議案書の9ページをお願いいたします。報告第3号は、令和3年度野辺地町一般会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

この報告は、一般会計におきまして、継続費の令和3年度年割額のうち、年度内に支出が終わらなかった経費を繰越して使用するものについて繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法の規定に基づき報告するものであります。

10ページをお願いいたします。6款農林水産業費、3項水産業費の野辺地漁港荷さばき施設改築事業について、令和3年度の予算現額は2,265万2,000円で、これに対し支出済額及び支出見込額は897万6,000円でありました。これにより、残額1,367万6,000円を翌年度に繰越しするものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） 報告第3号は報告事項であります。質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないようですので、報告第3号を終わります。

報告第4号 令和3年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

副町長。

○副町長（江刺家夫君） 議案書の13ページをお願いいたします。報告第4号は、令和3年度野辺地町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

令和3年度から令和4年度に繰越して使用する歳出予算について繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法の規定に基づき報告するものでございます。

14ページをお願いいたします。全部で6件の事業について年度内に業務が完了しないため繰越いたします。まず、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の住民記録システム改修事業の翌年度繰越額は277万2,000円であります。マイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化を図るため、システムを改修するものであります。

3款民生費は、3件ございます。まず、1項社会福祉費、介護施設等感染拡大防止対策事業費は、介護施設等が行う感染症拡大防止対策工事に対し補助するもので、翌年度繰越額は432万円であります。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、住民税非課税世帯や家計急変世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するものでありますが、給付期間が令和4年9月まで設けられているものであり、翌年度繰越額は3,507万8,000円であります。

その下の2項児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金事業費は、児童1人当たり10万円を給付するものですが、年度末の出生等に対応するもので、翌年度繰越額は118万円であります。

10款教育費、2項小学校費及び3項中学校費の感染症対策備品購入事業は、小中学校に感染症対策に係る備品を整備するもので、翌年度繰越額は小学校分が193万円、中学校分が82万2,000円であります。

総額は計の欄になりますが、繰越限度額3億3,697万4,000円に対し、翌年度繰越額は4,610万2,000円であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） 報告第4号について質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、報告第4号を終わります。

次に、報告第5号 令和4年度野辺地町土地開発公社予算についてを議題といたします。

防災管財課長から説明を求めます。

はい、どうぞ。

○防災管財課長（西舘峰夫君） おはようございます。議案書17ページをお願いいたします。報告第

5号は、令和4年度野辺地町土地開発公社予算についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資しております野辺地町土地開発公社の令和4年度予算を議会に報告するものであります。

別冊の予算報告書でご説明いたしますので、ご準備願います。横長にとじたほうのものになります。2枚めくりまして、1ページをお願いいたします。令和4年度の予算の総額は、収入支出それぞれ2,185万8,000円であります。

次に、また2枚めくりまして、5ページをお願いいたします。収入であります、1款1項1目の公有用地取得事業収入1,469万7,000円は町からの収入で、旧農工団地用地等の売却に関わる令和4年度分の収入であります。

3款1項1目の繰越金は、令和3年度からの繰越し予定額として715万7,000円を計上いたしました。

6ページに参りまして、次に支出についてご説明いたします。1款1項1目の一般管理費では、3節の公租公課に法人県民税の均等割として2万円を計上いたしました。

また、2款1項1目の長期借入金償還金は、金融機関からの借入金の元金償還金1,376万8,000円であり、3款の事業外支出は、この借入金に関わる支払利息7万9,000円であります。

なお、長期借入金の利率は、平成29年8月の利率見直し後のもので0.573%であります。

昨年度の臨時会で、いつまで返済があるのか説明するように要望がありましたので、ご説明いたします。今年度、令和4年度にあと一回返済をいたしますと完了となります。今年の7月に借入金の返済が終了いたしますと、所有権移転手続きを行い、土地は野辺地町の所有となる予定であります。

次の7ページからは、令和3年度と令和4年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付しておりますので、参考にしてください。

説明は以上となります。

○議長（戸澤 栄君） 報告第5号、何かございますか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 6ページの支出の一番下のところ、予備費ですけれども、800万円弱計上されていますが、これはどういった理由でしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

繰越金が生じている分を予備費に計上して収支の均衡を図っているだけで、使用の予定はございません。

○議長（戸澤 栄君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようでありますので、報告第5号を終わります。

報告第6号 令和3年度野辺地町土地開発公社事業報告及び決算についてを議題といたします。

防災管財課長。

○防災管財課長（西館峰夫君） 議案書19ページをお願いいたします。報告第6号は、令和3年度野辺地町土地開発公社事業報告及び決算についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資しております野辺地町土地開発公社の令和3年度事業報告及び決算を議会に報告するものであります。

別冊の決算報告書でご説明いたしますので、ご準備願います。今度は縦にとじたものになります。2枚めくりまして、1ページをお願いします。初めに、事業概要であります。公社が保有する土地は、旧農工団地用地及び内水面振興対策事業用地の1件で、面積は4万5,509平方メートルであります。この土地の帳簿上の価格は、前年度に比較して1,368万9,191円減少し、1,376万7,631円となっております。これは、公社が金融機関から借入れしている借入金の年度末残高と同額であります。今後の返済であります。先ほどの説明のとおり、あと一回返済すると完了となります。

次に、令和3年度決算についてご説明いたします。6枚めくりまして、最後から1枚戻ってという感じですか、11ページをお願いいたします。収入では、1款事業収入で野辺地町からの受託事業収入が1,469万8,000円余り、3款繰越金が632万円余り、4款事業外収入として雑収入、これは林業に関わる作業のための土地貸付けの分ですが、5,000円余り、受取利息が256円で、収入合計は2,102万4,000円余りとなりました。

支出では、1款1項一般管理費は法人県税金等割額で2万円、2款1項借入金償還金は、金融機関への支払元金分で1,368万9,000円余り、3款1項事業外支出は、同じく金融機関への支払利息が15万7,000円余りで、支出合計は1,386万6,000円余りとなりました。

これにより、収入支出差引残額は715万7,927円となりました。

なお、先ほど飛ばしました2ページから10ページまでに財産目録、損益計算書、貸借対照表の財務諸表等を添付しておりますので、併せて御覧いただければ幸いです。

説明は以上となります。

○議長（戸澤 栄君） 報告が終わりました。報告第6号についてご意見ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないものと認めます。

報告第6号を終わります。

次に、報告第7号 令和4年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について議題といたします。

産業振興課長から説明を求めます。

はい、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） おはようございます。それでは、議案書の21ページをお願いいたします。報告第7号は、令和4年度一般財団法人野辺地町観光協会予算についてであります。地方自治法第243条の3、第2項の規定により、町が出資している一般財団法人野辺地町観光協会予算についてご報告するものであります。

それでは、お手元の報告第7号、別冊予算報告書でご説明いたしますので、準備願います。1ページ目をお願いいたします。観光協会令和4年度の事業計画は、本ページに記載しております1から15の事業を実施する予定であります。しかしながら、今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、春まつりや烏帽子岳山開きの一部、のへじ祇園まつりについては中止としております。

次に、2ページの収支予算書についてご説明申し上げます。A3縦長になります。収支予算書につきましては、1ページ目の事業を実施するための予算となっております。また、予算書は、中止をいたしました事業に含めての予算となっております。

なお、今回より3ページ目に各事業、各会計の内訳書を添付させていただいておりますので、主なる科目についてのみ説明させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、説明いたします。収支予算書、左上、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、（1）、経常収益の事業収益570万円は、売店会計における収益を見込んでおります。

受取補助金等2,035万2,000円は町からの補助金で、1ページ目記載の事業ナンバー1からナンバー15—2までが事業に関わる補助金となっております。

2科目飛ばした雑収益165万750円は、事業計画15—3から15—8までの委託事業に関わる請負手数料を収益と見込んでおります。

1つ飛ばした管理委託料は、町からのPRセンター一部管理運営業務に関わる委託料となっております。

次の受託料は、事業計画15—3から15—8までの業務受託に関わるものであります。

経常収益の計は4,503万6,400円となります。

続きまして、（2）、経常費用についてご説明申し上げます。事業費の総額は3,101万2,400円となっております。

給料手当598万4,000円は、売店職員や各種事業における臨時的な作業員、販売スタッフの賃金、さらには地域おこし協力隊の報酬に関わる経費となっております。

1つ飛ばした旅費交通費30万円は、地域おこし協力隊の活動に要する経費、また1つ飛ばした消耗品費347万8,300円は、春まつり等の各種事業及び売店運営に関わる消耗品となります。

2つ飛ばした広告宣伝費101万1,000円、次の段の運行費667万1,000円は、春まつり、祇園まつり等の事業に関わる広告宣伝や運行に要する経費となっております。

なお、祇園まつりは中止といたしましたが、神楽や祇園ばやしの継承事業を目的とした事業を実施

する場合は、運行費の一部220万円を上限とし、事業を実施する考えを持っております。

4つほど飛ばした租税公課94万8,300円は、売店会計やナンバー15の各委託事業に関わる消費税となっております。

3つほど飛ばした頭にP Rと記載された各科目は、P Rセンターの一部管理に伴う経費となります。

次に、仕入れ303万円は、売店会計における販売商品等の仕入れに要する経費となります。

続きまして、中段下ほどにあります管理費です。管理費の総額は1,410万1,152円です。前年度の予算と比較し、44万3,998円の増となっております。

観光協会職員の給料をはじめとする管理運営の経費となっておりますが、管理費の一番下の科目、おもてなしスタッフ要員は、前年度比71万1,000円の増の186万5,000円となっておりますが、職員1名が4月下旬頃から年度いっぱい休暇を取得することも想定されたことから、事業の円滑な運営を図るため、作業員等の人件費として増額としております。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、マイナス7万7,152円となっておりますが、そのマイナス分は、2、経常外増減の部、一般正味財産期首残高、いわゆる前年度の繰越金47万7,159円から本年度の経常収益に充て、一般正味財産期末残高を40万7円としております。

最後の段、Ⅲ、正味期末残高は、一般正味財産期末残高40万7円と、町からの出資金である指定正味財産期末残高300万円の合計となる340万7円となっております。

なお、1ページ目に戻っていただきまして、4年度の事業計画に烏帽子岳山開きですけれども、今回一部山開き、人を集めての山開きは中止としまして、6月14日に神事を行う予定としております。

以上、報告いたします。

○議長（戸澤 栄君） 報告第7号について質疑を行います。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 収支予算書の管理費の一番下のおもてなしスタッフ要員、これについてですけれども、これはP Rスタッフ、イベント作業員とありますので、管理費ではなくて事業費に含まれるべきではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（戸澤 栄君） 課長、答弁。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

管理費につきましては、観光協会の運営費とした扱いとしていることから、管理費のほうに計上させていただいております。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 先ほど祇園まつりが中止になって、神楽と祇園の共演をやるに上限を設けるという話があったのですが、その上限というのは、さっき二百何万円とかと、その額もう一回と、それから一祭典部にも上限を設けるものか、結構出費もかかると思うので、その上限設けた理由

も教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

まず、上限額は220万円です。各祭典部には20万円を上限と考えております。

上限を設けた理由につきましては、この財源につきましては地方創生推進交付金を財源としておりまして、その計画におきまして運行費を祭典部1団体20万円としているために、その上限を設けております。

なお、220万円のうちの20万円は、観光協会実行委員会が使用する20万円となっております。

○議長（戸澤 栄君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 1ページの新規事業のことなのですが、15―4と15―5のカワラケツメイ関係は昨年度もありまして、これはどういうふうに、今年度はどういう形で新たにやるのかということと、15―7と15―8が新しく出ていますので、ちょっとこれらの詳細、どういう計画であるかということをお教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

15―4、カワラケツメイ商品開発につきましては、昨年度まで実施したものに付加価値をつける、要するに商品販売に向けた最後の段階といえますか、そういう位置づけで今進めております。今粉を作って、カワラケツメイを粉にしたものを有効活用する形で今商品開発を進めております。

15―5につきましては、その商品等、またカワラケツメイの効果、効能につきまして各外販、それからPRセンター等でPRをしていくための経費となっております。

15―7、イルミネーション事業につきましては、今年度夏に、愛宕公園を予定しておりますけれども、愛宕公園へのイルミネーション装飾事業として考えております。

15―8、縄文くらら商品試作業務ですけれども、これにつきましては縄文くららをどのように商品化しながらPRするかというもので、地域おこし協力隊の方も含めながら、どのような商品を作れば売れて、なおかつくらのPRにつながるかというのをこれから検討することとしております。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） さっきの質問の続きになるのですが、縄文くららの商品試作のことで、今野辺地中学校さん、今日も新聞記事に載っていましたが、縄文くららを活用してグッズの販売やPR活動、何か今年の秋に行うということも記事になっていました。あと、歴史民俗資料館で入館券つきのポストカード、型抜きのポストカード、くららをデザインしてやると、作るという記事もあったので、野辺地中学校さんと歴史民俗資料館さんと観光協会との連携を考えていないのか。なけ

ればできれば考えていただいて、一体として町がPRするという形にぜひお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

縄文くらら、歴史民俗資料館にありますので、連携しながら実施していくこととしております。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 3番、中谷謙一君。

○3番（中谷謙一君） 同じく新規事業の15-3、誘客促進事業、これの内容をお聞かせください。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

青森県内深浦町、鰺ヶ沢町、野辺地町が北前船日本遺産になっておるのですけれども、各町村間でイベントに出展して、お互いの北前船の文化を情報発信しながら物品も販売するような事業となっております。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 3番、中谷謙一君。

○3番（中谷謙一君） 昨年も3町で行われましたよね。スタンプを集めて絵馬をもらうとかありましたけれども、そのときの鰺ヶ沢のポスターに野辺地のみちのく丸が載っているのです。そんなことを考えると、みちのく丸がある野辺地町がみちのく丸を有効に使っていないという、そういう感じがしたのですが、みちのく丸を有効に使おうという、そういうお考えはございませんか。

○議長（戸澤 栄君） 課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

まず、北前船日本遺産につきましては、議員ご承知のとおり、みちのく丸は構成文化財のほうには入っていないというのはまずありますけれども、今展示しておりますので、様々な形でみちのく丸の下にイベントの情報発信するものを作ったり、そういう形では今年度また有効活用していく考えを持っております。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今の北前船日本遺産認定自治体連携による誘客促進事業、昨年もやられました。公民館に様々な展示ありましたけれども、私は鰺ヶ沢町にも行って見てきました。熱量が全然違います。その取組に対しての意欲というか、野辺地がすごく寂しく感じたので、ぜひ他町に負けられないようなイメージを植え付けるというか、野辺地町をアピールしていただきたいなと思いますので、よろしく願います。

○議長（戸澤 栄君） 5 番、野坂 充君。

○5 番（野坂 充君） 事業計画の中の14番、電動付自転車貸出事業の3年度の実績と、毎年放置自転車出ていると思うのだけれども、その放置自転車が何台あったか、それと町に保管してある放置自転車が合計で何台なのか教えてください。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

3 年度の電動付自転車の貸出し、資料はないのですが、記憶では57件だったと記憶しておりますが、今調べたいと思います。

それから、放置自転車につきましても今手元に資料がありませんので、後ほど回答させていただければと思います。

○議長（戸澤 栄君） 報告第7号、よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないようでありますので、報告第7号を終わります。

承認第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町民課長、どうぞ。

○町民課長（上野義孝君） おはようございます。それでは、承認第4号についてご説明申し上げます。議案書23ページをお願いいたします。承認第4号は、専決処分した事項の報告及び承認を求める件であります。

26ページをお願いいたします。専決処分をいたしましたのは、野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

24ページをお願いいたします。地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、野辺地町国民健康保険税条例においても所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和4年4月1日と緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分を行ったものであります。

新旧対照表でご説明いたします。28ページをお願いいたします。課税限度額の引上げにより、ページ中段の第2条第2項の改正は、基礎課税額の限度額の63万円を65万円に、同条第3項の改正は、後期高齢者支援金課税額の限度額の19万円を20万円に改めるものです。

28ページ下段から29ページの第23条中、63万円を65万円に、19万円を20万円に改めるものです。

この条例の施行日は、令和4年4月1日からとなります。

なお、改正後の野辺地町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上、承認第4号についてご説明申し上げました。ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 承認第4号、質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないようですので、承認第4号は決定いたしました。

次に、承認第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

税務課長、説明。

○税務課長（高山幸人君） おはようございます。議案書31ページをお願いします。承認第5号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

33ページをお願いいたします。専決処分したのは、野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例であります。

31ページをお願いいたします。専決処分をした理由でございますが、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第29号）の施行に伴い、引用条項の移動に伴う所要の整理を内容とする関係条例の改正が必要となりましたが、施行日が令和4年4月1日と緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

それでは、改正点について新旧対照表でご説明いたします。35ページをお願いします。第1条関係は、野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例、昭和62年野辺地町条例第15号の一部を改正したものであります。第1条は、目的に関する規定であります。6行目から8行目にかけての改正は、租税特別措置法の引用条項の移動に伴う所要の整理を行うものです。

第2条は、不均一課税の規定であります。3行目から4行目にかけての改正は、第1条と同様の整理であります。

36ページをお願いします。2行目から3行目にかけての改正は、租税特別措置法施行令の引用条項の移動に伴う所要の整理を行うものであります。

37ページをお願いします。第2条関係は、野辺地町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例、令和3年野辺地町条例第18号の一部を改正したものであります。

第2条は、課税免除の規定であります。下段4か所の改正は、租税特別措置法の引用条項の移動に伴う所要の整理を行うものです。

38ページをお願いいたします。4行目から5行目にかけての改正は、租税特別措置法施行令の引用条項の移動に伴う所要の整理となっております。

39ページをお願いします。このページの改正は、租税特別措置法の引用条項の移動に伴う所要の整

理を行うものです。

40ページをお願いします。このページの改正は、租税特別措置法施行令の引用条項の移動に伴う所要の整理を行うものです。

説明は以上になります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 承認第5号、質疑ございますか。

5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 今半島振興法の改正をするということは、今の企業誘致というか、永木精機さんは該当するのでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 課長、いいですか。

はい、どうぞ。

○税務課長（高山幸人君） 野坂議員のご質問にお答えいたします。

実情に合わせまして、こちらの条例に該当するようであれば対応してまいりたいと思います。

以上になります。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 私が聞いているのは、永木精機さんがこの半島振興法に該当するかどうかということを聞いているので、これから調査するのではなく、もうこの半島振興法を検討しているのでしょう。ここの議案として出してくるときに。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○税務課長（高山幸人君） 固定資産税に関しましては、1月1日現在の状況で判断しますので、永木精機さんが該当するとすれば、来年の1月1日現在の現状を見て判断することになりますので、それまではちょっとこちらに資料もございませんので、今の段階では判断できておりません。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 副町長、どうですか。これ、そういうことで誘致企業が来るときに優遇措置も半島振興法該当するのだよ、税の減免行いますよというのは、どれだけの資産があるかによってどれだけ税金かかるかというのが決まるので、どのぐらい安くなりますよと、町としてのPR、その考え方から言えば、企業に対してちょっと説明不足かなという感じもするのですが、その辺、副町長、どうですか。

○議長（戸澤 栄君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 企業誘致を進める上で、全国一律の制度というのはございます。例えば今回の半島振興法はまさにそうだ。そういうのは企業の方々皆ご存じのようでして、地域間競争をやっていく上で、町村独自の支援策というのをアピールしながら、当町に引っ張ってくるというのが

大切にであります。

ですから、こういう全国的な画一の制度については一般に知られていますので、うち独自の先般要綱を策定しましたけれども、ああいう内容を引き続きアピールしていきたいと思っていました。

○議長（戸澤 栄君） 5 番、野坂 充君。

○5 番（野坂 充君） 副町長、この前要綱見させてもらったのですが、あの内容でほかの企業誘致を進めていくか、もっと内容を、金額を上げるとか、そういうことで充実させていくという考えありますか。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○副町長（江刺家利夫君） 企業誘致は優遇制度もさることながら、そこで人を雇うときに求人して人が集まるのかとか、あとそこに適当な場所、土地、建物があるのかとか、あとは各会社の流通網に乗せてどうこうとか、様々な視点で各企業さん検討されていくことだと思います。

我々として、その中の優遇制度の一つとして先般要綱をつくって、限度額500万円とかというふうな助成制度を設けたわけですが、この額が大きい小さいかといえば、大きい3市なんかに比べたら全然桁が1つ、2つ違う額であります。本当は億単位とか、そこまでいかない、でも何千万円とかと出せばいいのしょうけれども、やっぱり野辺地町は小さい町でありますので、我々ができる範囲のことで、どちらかという诚意を示すという意味も込めまして、可能な範囲での支援をしていきたい。現時点では、今の制度をしばらく続けていきたいなとは思っております。

○議長（戸澤 栄君） 5 番、野坂 充君。

○5 番（野坂 充君） 町長にちょっとお尋ねします。

今少子高齢化という状況がこんなにもそれに取り組まなければならないということは町長もご存じとは思いますが、今すぐ少子高齢化対策やらないと、人口どんどん減っていくと思うのですが、こういう野辺地町に優遇された半島振興法とか、そういう制度があるのを活用して、もっと若者の働く場を確保するという考えはありませんか。

○議長（戸澤 栄君） 町長。

○町長（野村秀雄君） お答えします。

そういうものがあるにもかかわらず、これまで26年間一件も来なかったということは、やっぱり反省しなくてはならないということだと思いますので、このたびのように永木精機さんが来ていただいたということは、我々の诚意が通じたものだと思います。もちろん少子化に向けた対策の第一歩ではあると思っております。

○議長（戸澤 栄君） 関連ですか。

はい、どうぞ。

○5 番（野坂 充君） 町長、企業誘致を推進するために、この半島振興法を活用した優遇措置をも

っと充実させていくという思いはあるかどうか聞いています。

○議長（戸澤 栄君） 町長。

○町長（野村秀雄君） 先ほど副町長が申し上げたとおりでございます。

○議長（戸澤 栄君） 次。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） ないようですので、承認第5号を終わります。決定することにいたします。

次に、承認第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第12号））を議題といたします。

副町長、説明を求めます。

○副町長（江刺家和夫君） 議案書の41ページをお願いいたします。承認第6号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。専決処分いたしましたのは、令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第12号）であります。

原子燃料サイクル低レベル放射性廃棄物埋設施設の増設による電源立地地域対策交付金の追加配分により、令和4年3月中に基金に積み立てる必要があり、早急に予算措置する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

それでは、お手元の別冊の予算書をお願いいたします。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ548万4,000円を追加し、予算の総額を76億8,348万4,000円としました。

歳入予算について予算書の5ページをお願いいたします。15款県支出金、2項1目総務費県補助金、2節電源立地地域対策交付金は、基金造成事業分として548万4,000円を追加いたしました。

続いて、歳出予算は6ページになります。13款諸支出金、1項基金費、10目電源立地地域対策交付金基金造成事業、24節積立金に548万4,000円を追加いたしました。全額を積立てするものであります。

以上、令和3年度野辺地町一般会計補正予算（第12号）についてご説明いたしました。ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 説明が終わりました。歳入歳出一括で質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないようですので、承認第6号は承認することに決定いたしました。

次に、承認第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

税務課長、説明。

はい、どうぞ。

○税務課長（高山幸人君） 議案書43ページをお願いします。承認第7号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

45ページをお願いいたします。専決処分したのは、野辺地町町税条例等の一部を改正する条例であります。

43ページにお戻り願います。専決処分をした理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１号）等が令和４年３月31日に公布され、原則として令和４年４月１日から施行されることに伴い、早急に町税条例等の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

それでは、改正点について新旧対照表でご説明いたします。58ページをお願いします。第１条関係は、野辺地町町税条例、平成元年野辺地町条例第５号の一部を改正したものであります。第18条の４は、納税証明書の交付手数料の規定ですが、地方税法第382条の４の規定により、証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正であります。

第33条は、町民税に係る所得割の課税標準の規定ですが、上場株式等に係る配当所得等について、総合課税又は分離課税の課税方式を確定申告書の記載によってのみ適用することにより所得税と一致させるなど、所要の措置を講ずることとしたものであります。

60ページをお願いします。第34条の９は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の規定ですが、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うこととするものです。

下段の第36条の２及び62ページの第36条の３は、町民税の申告の規定ですが、公的年金等受給者の町民税申告義務に係る規定の整理であります。

第36条の３の２は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の規定ですが、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加することとしたものであります。

63ページをお願いします。第36条の３の３は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定ですが、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、退職手当等を有する一定の配偶者及び16歳を超える扶養親族を有する者について提出義務を追加されたものであります。また、記載事項に配偶者の氏名を追加することとされたものであります。

64ページをお願いします。第48条は、法人の町民税の申告納付の規定ですが、法律改正による項ずれを反映したものとなります。

65ページをお願いします。第73条の２は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料の規定ですが、地方税法第382条の２、ただし書の規定による措置を講じたものを閲覧に供することができることとする法律改正に伴う改正及び同法第382条の４の規定により、固定資産課税台帳に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを閲覧に供しなければならないこととする法律改正に伴う改正

であります。

第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料の規定ですが、地方税法第382条の3、ただし書の規定による措置を講じたものを交付することができることとする法律改正に伴う改正及び同法第382条の4の規定により、記載事項証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正であります。

66ページをお願いします。附則第7条の3の2は、住宅借入金等特別税額控除の延長見直しの改正規定であります。

附則第10条の2は、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定ですが、法律改正等による項ずれを反映したものであります。

また、68ページの新第25項は、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設したものととなります。

下段の附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正となります。

70ページをお願いします。附則第12条は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の規定ですが、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする改正であります。

71ページをお願いします。附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例の規定ですが、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用するものであります。

72ページをお願いします。附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定ですが、引用条項の削除に伴う規定の整理であります。

附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定ですが、申告方式の選択に係る規定の整理であります。

73ページをお願いします。附則第20条の3は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定ですが、申告方式の選択に係る規定の整理であります。

75ページをお願いいたします。附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の規定ですが、住宅借入金等特別税額控除の延長、見直しに伴う規定の整理となります。

76ページをお願いします。第2条関係は、野辺地町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正したものであります。第1条のうち第36条の3の3の改正規定は、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整理であります。

附則第2条、町民税に関する経過措置の規定は、規定の整理となります。

議案書53ページにお戻り願います。附則第1条では、本条例の施行期日は令和4年4月1日からとしておりますが、第1号から54ページの第3号に掲げるものにつきましては、別に施行する日をそれぞれ定めております。

附則第2条では納税証明書に関する経過措置を、55ページの附則第3条では町民税に関する経過措置を、56ページの第4条では固定資産税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

説明は以上になります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 説明が終わりました。長い説明でしたので、質疑のある方は、ページ数を言いながら質疑を承ります。

5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） まず、1つ聞きます。

65ページ、固定資産課税台帳の閲覧の手数料が、今度は手数料徴収しないということでのいいのですか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○税務課長（高山幸人君） こちらにつきましては、手数料はそのままになります。徴収しないということではございません。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） そうすれば、今までと同じく縦覧期間だけは手数料徴収しないよと、そういうことですね。

あと、今町民税も年金から特別徴収されていると思うのですけれども、年金をもらっている方々が介護保険とか年金から引かれるのがだんだん増えてくるのですけれども、町民税の年金から特別徴収するというPRはいつ頃なされたのかと、どうやってやったのかちょっと教えてください。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○税務課長（高山幸人君） これまでの経緯のお話だと思いますけれども、年金から特別徴収されたのは、私の記憶で大変申し訳ございませんが、介護保険料が先行していたと思います。その後、どういう順番かちょっと分かりませんが、住民税、あとそれから国保税についても年金から特別徴収されております。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 国保も年金から徴収しているのですか。それは、ちょっと私不勉強だったのですけれども。私も国保は払っているのですけれども、年金から引かれていないので、その対象者と対象者でない、その区別のところ、すみません、皆さん知らない方が多いと思うので、ちょっと教えてください。

○議長（戸澤 栄君） ちょっと時間下さい。ちゃんとすり合わせて。

はい、どうぞ。

○町民課長（上野義孝君） 大変失礼いたしました。国民健康保険税が年金からの特別徴収されているということに関しましては、世帯の国民健康保険加入者全員の年齢が65歳から74歳までであること、それから特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であること、それから介護保険料と国民健康保険税の合算額が特別徴収の対象となる年金額の2分の1であること、この条件を満たさない方は特別徴収の対象とならず、普通徴収となります。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○5番（野坂 充君） 特別徴収になったということのPRの時期と方法、町民税が年金から今度引かれますよという、その制度はいつ頃からできて、いつ頃から特別徴収が始まったか、次に対象者数と特別徴収の額も教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 後で報告させます。調べさせます。

あとございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 承認第7号を採決しますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 第7号を承認することに決定いたしました。

○5番（野坂 充君） 議長。

○議長（戸澤 栄君） はい。

○5番（野坂 充君） その回答もらってからは質問いいのですよね。

○議長（戸澤 栄君） 一応終わっていますけれども、そこの回答分だけで質疑をするのであれば、よろしいかと思います。

承認第7号は承認することに決定いたしました。では、そっちのほう調べておいてください。

次に、承認第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

副町長、説明を求めます。

○副町長（江刺家和夫君） 議案書は77ページになります。承認第8号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。専決処分いたしましたのは、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第2号）であります。

国が進めている住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び子育て世帯生活支援特別給付金事業について、早急に予算措置する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

それでは、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,900万円を追加し、予算の総額を74億6,200万円としました。

まず、歳入予算について予算書の5ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業費及び事務費で、合わせて600万円を追加しております。

3節社会福祉費補助金は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る事業費及び事務費で、合わせて4,300万円を追加しております。

続いて、歳出ですが、6ページをお願いいたします。3款民生費、1項12目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、3節職員手当等から12節の委託料までが給付に係る事務費、合わせて300万円を追加いたしました。

18節負担金、補助及び交付金は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金として4,000万円を追加いたしました。国の補正予算により対象者が拡充されたもので、令和4年度から新たに非課税となった世帯と家計が急変した世帯が対象となり、400世帯分を見込んでおります。

2項9目子育て世帯生活支援特別給付金事業費は、3節職員手当等から12節の委託料まで給付に係る事務費を合わせて300万円追加いたしました。

18節負担金補助及び交付金は、子育て世帯生活支援特別給付金300万円を追加いたしました。国の補正予算により、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯を対象に児童1人当たり5万円を給付するもので、60名分を見込んでおります。

以上、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたしました。ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） それでは、歳入歳出一括で質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑はないものと認めます。

承認第8号を採決しますが、ご異議ありませんね。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 承認第8号は承認することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をします。

休憩（午前10時47分）

再開（午前10時59分）

○議長（戸澤 栄君） 再開いたします。

先ほど議案第7号で野坂議員から質問があったことを答弁いたします。

はい、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） 野坂議員からの質問に対して3件ほど答弁漏れがありましたので、回答させていただきます。

まず、1点目ですけれども、令和3年度の自転車の貸出し件数ですけれども、57件です。

そして、令和3年度PRセンターにおける放置自転車の台数は7台です。

それで、これまでの放置自転車、町が保管している台数ですけれども、304台となっております。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 今まで放置自転車を町で保管している台数が304台ということですが、この304台いつまで保管するのか、それとも処分する計画があるのか教えてください。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

一昨年度ですか、2年ほど前に条例を改正いたしまして、処分することにしておりました。そして、去年の段階でいろいろ検討いたしまして、売払いできるものは売払い。でも、売払いできないものにつきましては処分するということといたしまして、今年度の秋口をめどにある程度の台数を決めて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） それでは、税務課長。

○税務課長（高山幸人君） 野坂議員の先ほどのご質問にお答えいたします。

まず、住民税、年金から引かれたのはいつからかというご質問でしたけれども、平成21年10月からということになっております。その当時どのようなPRをされたのかということですが、これに関しましてはちょっと確認はできておりません。

あとそれから、年金から引かれる方の人数、それから額は幾らかということですが、人数につきましては1,115人、これは直近の数値になっております。金額につきましては、先ほどの1,115人の総額となりますけれども、3,310万円余りというふうになっております。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） よろしいですか。

それでは、議案第29号 令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

歳入歳出予算補正の主なる項目及び第2表、継続費、第3表、債務負担行為補正、第4表、地方債補正について副町長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○副町長（江刺家和夫君） 議案第29号は、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）であり

ます。お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,300万円を減額し、予算の総額を72億3,900万円といたしました。

まず、歳入の主なるものについてご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。14款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金は、新型コロナウイルスワクチンの接種費用として2,051万9,000円を追加いたしました。予防接種健康被害救済給付費は、予防接種によって健康被害が生じたことを国が認定した場合に国が費用の全額を補償するもので、22万円を追加いたしました。

2項2目民生費国庫補助金、1節障害者福祉費補助金の障害者総合支援事業費は、システム改修に係るもので94万円を追加いたしました。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、ワクチン接種に係るコールセンターなどの事務経費に係る補助金で、1,719万6,000円を追加いたしました。

5目土木費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金と2節道路橋梁費補助金は、交付決定に伴い、総額181万3,000円を減額いたします。

11ページに参りまして、15款県支出金、3項1目総務費県委託金、5節選挙費委託金は、参議院議員通常選挙に係るもので、感染症対策や期日前投票の日数変更に伴い33万1,000円を追加いたしました。

17款寄附金、1項2目1節指定寄附金は、ふるさと納税が3件、その他指定寄附金が1件、総額112万8,000円のご寄附がありました。寄附の目的に沿った基金に積み立てて活用させていただきます。

18款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金は、449万7,000円を減額いたしました。本補正予算における財源調整であります。

5目1節役場庁舎建設基金繰入金は、事業費や年割額の見直しに伴い2,318万5,000円を減額いたしました。

6目1節ふるさとづくり基金繰入金は、財源の組替えや事業費の見直しに伴い195万円を減額いたしました。

12ページをお願いいたします。7目1節みちのく丸地域活性化基金繰入金は、事業費の増額に伴い96万8,000円を増額いたしました。

10目1節電源立地地域対策基金繰入金は、令和3年度に積み立てた分を今年度の消防署人件費に充てるため繰り入れるもので、548万5,000円を追加いたしました。

20款諸収入、5項3目雑入は、コミュニティ助成事業補助金が不採択となった2事業分810万円を減額し、町村の魅力発信事業助成金は、交付決定に伴い20万円を追加いたしました。

21款町債、1項1目総務債の新庁舎建設事業は、事業費や年割額の見直しに伴い2億2,820万円を減額いたしました。

5目1節農林水産業債の清水目ダム地区防災ダム事業負担金は、当初予定していた地方債の対象にならないことが判明したため390万円を減額いたしました。

7目土木債、1節道路橋りょう債の町道整備事業は、国庫補助金が減額となったことから120万円を追加するものであります。

以上、歳入予算についてであります。

続いて、歳出予算について、13ページからになりますが、職員の人事異動等に伴う給与費等の増減については、説明を省略させていただきます。

それでは、14ページをお願いいたします。2款総務費、1項4目財産管理費、10節需用費の修繕料は、行政メモリアルセンター及びコミュニティ防災センターの消防用設備の不良箇所の修繕費用などで、12万円を追加いたしました。

14節工事請負費の倒壊物置解体工事は、昨年度の大雪でコミュニティ防災センターの物置が倒壊したため撤去工事を行うもので、82万5,000円を追加いたしました。

17節備品購入費は、行政メモリアルセンター及びコミュニティ防災センターに消火器を設置するもので、27万7,000円を追加いたしました。

6目企画費、7節報償費から11節の役務費までは、18節の負担金、補助及び交付金の就農等体験事業補助金を組替えしたものであります。あと、野辺地駅ご当地音楽放送機材負担金は、野辺地駅の構内及び待合室にご当地音楽を放送するため、放送機材導入に係る費用の2分の1を負担するもので、6万7,000円を追加いたしました。

12目新庁舎建設費、10節需用費及び11節役務費は、第2庁舎の先行解体に伴う移転費用として合わせて33万6,000円を追加いたしました。

12節委託料の庁舎等新築工事監理業務は、年割額の変更により248万7,000円を減額いたしました。端末移設等業務は、先行解体に伴う業務用のパソコンや電話機、事務機の移設費用として189万6,000円を追加いたしました。

15ページに参りまして、14節工事請負費の庁舎等新築工事は、事業費の見直しと年割額の変更により2億5,113万円を減額いたしました。

なお、工事費と12節委託料の工事監理業務を合わせた継続費を設定しております。

16ページをお願いいたします。4項選挙費、2目参議院議員通常選挙費、1節報酬から4節共済費までは、期日前投票の日数増に伴う投票管理者や投票立会人、非常勤事務員の増等によるもので、合わせて35万1,000円を追加いたしました。

17ページに参りまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金の民

生委員協議会活動費は、県補助金の単価変更により7万3,000円を追加いたしました。

27節繰出金は、国民健康保険事業特別会計への事務費繰出金で、301万2,000円を追加いたしました。

2目後期高齢者医療対策費は、後期高齢者医療特別会計への事務費繰出金で、278万6,000円を追加いたしました。

3目介護保険対策費は、介護保険事業特別会計への繰出金で、合わせて709万7,000円を追加いたしました。

6目有戸地区はまなすふれあいセンター費、10節需用費の修繕料は、憩いの湯開設に当たり、換気扇等の修繕を行ったため29万4,000円を補填するものであります。

7目障害福祉対策費、12節委託料の障害者自立支援システム改修業務は、国が全自治体の障害福祉関係の情報を集積したデータベースを構築する方針を示したことから、必要となる機能を追加するもので、188万1,000円を追加いたしました。

18ページをお願いいたします。下段の4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、3節職員手当等の時間外勤務手当は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係るもので、72万円を追加いたしました。

19ページに参りまして、2目……

○議長（戸澤 栄君） 地震だ。

〔「ちょっと収まるまで」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○副町長（江刺家夫君） 19ページ、2目予防費、18節負担金、補助及び交付金の予防接種健康被害救済給付費は、新型コロナウイルスワクチン接種により健康被害が生じたことを国が認定した場合、町が医療費等を給付する必要があることから、22万円を追加いたしました。

6目新型コロナウイルス感染症対策費はワクチン接種に係るもので、国から4回目接種を実施する方針が示されたことから各経費を追加するもので、総額3,721万4,000円を計上いたしました。

20ページは省略しまして、21ページをお願いいたします。5款労働費、1項1目勤労青少年ホーム運営費、10節需用費の修繕料は、雪害により青少年体育センターの屋根が剥がれたことから修繕を行うもので、29万4,000円を追加いたしました。

6款農林水産業費、1項1目農業委員会費は、農地利用最適化推進活動において、農地の現況確認等にタブレットを利用し、効率化を図るもので、購入費用のほか維持管理費用として総額5万4,000円を追加いたしました。

2目農業総務費、3節職員手当等の時間外勤務手当は、鳥インフルエンザの防疫対応分等を補填するもので、66万5,000円を追加いたしました。

7目農地費、14節工事請負費の背伸ばしベンチ設置工事は、コミュニティ助成事業で採択を得られ

なかったことから、114万3,000円を減額いたしました。

22ページをお願いいたします。久五郎堤安全柵設置工事は、県内のため池で事故が発生している状況を踏まえ安全対策を行うもので、110万円を追加いたしました。

2項林業費、2目柴崎地区健康レクリエーション施設管理費、10節需用費の修繕料は、水中ポンプや灯油配管等の修繕費用で、19万6,000円を追加いたしました。

14節の工事請負費の転落防止柵等改修工事は、急斜面の転落防止柵や階段、炊事場の支柱等の改修のほか、舗装部分の陥没箇所の埋め戻し等を行うもので、179万円を追加いたしました。

23ページに参りまして、7款商工費、1項1目商工総務費、10節需用費の修繕料は、雪害により物産加工施設の外壁が破損したため修繕を行うもので、10万9,000円を追加いたしました。

4目海水浴場費から6目地域資源活用費までの備品購入費と工事請負費は、物価資材の高騰を受け、それぞれ不足分を増額するもので、合わせて102万4,000円を追加いたしました。

24ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋りょう費、3目除雪対策費、10節需用費の消耗品費は、ドーザタイヤの購入費用で86万円を追加いたしました。

5項都市計画費、1目都市計画総務費は、今年度策定予定の立地適正化計画の中で都市計画に係るマスタープランが修正となることから、都市計画審議会を開催するための費用として、合わせて14万3,000円を追加いたしました。

2目公園管理費、14節工事請負費の米内沢児童公園遊具新設工事は、コミュニティ助成事業で採択を得られなかったことから、702万9,000円を減額いたします。

6項住宅費、1目住宅管理費、14節工事請負費は、敦平団地F棟の屋根の雪害に係る修繕工事で、110万円を追加いたしました。

25ページに参りまして、9款消防費、1項2目非常備消防費、10節需用費の消耗品費は、各消防団車両などに配置するアルコール検知器の購入費用で、7万3,000円を追加いたしました。修繕料は、4月の強風で消防団第4分団馬門の屯所のシャッターが破損したため修繕を行いましたので、その補填と、今年度野辺地消防署で更新を予定している資機材車について納期が遅れる可能性があることから、既存の資機材車の車検整備を行うため追加するもので、合わせて51万1,000円を追加いたしました。

26ページをお願いいたします。10款教育費の中段、2項2目若葉小学校費、17節備品購入費の牛乳保冷库は、故障により更新したため、34万1,000円を補填するものであります。

27ページに参りまして、5目学校施設費、10節需用費の修繕料は、野辺地小学校の浄化槽放流ポンプの交換と、雪害により破損した若葉小学校のわかば棟の屋根の修繕等として79万円を追加いたしました。

14節工事請負費のエアコン機器等交換工事は、若葉小学校わかば棟に設置したエアコン室外機3台が昨年度の大雪で破損したため交換するもので、211万2,000円を追加いたしました。

28ページをお願いいたします。4 項社会教育費、3 目文化財保護費、11 節役務費は、行在所樹木剪定料に 9 万 2,000 円を追加いたしました。てんぐ巣病にかかった桜の剪定を行うものであります。

6 目図書館費、10 節需用費の修繕料は、雪害による図書館ボイラー室のドアの修繕費用で 26 万円を追加いたしました。

7 目歴史民俗資料館費は、今年度から南部お城めぐりプロジェクトに参加することとしておりまして、御城印の作成費用として 13 万 3,000 円を追加いたしました。

29 ページに参りまして、5 項保健体育費、3 目体育館費、10 節需用費の修繕料は、雪害による窓ガラスの破損や非常用発電機の故障等の修繕を行ったことから補填するもので、102 万 1,000 円を追加いたしました。

5 目サンビレッジのへじ費、10 節需用費の修繕料は、雪害による屋根の修繕費用として 7 万 3,000 円を追加いたしました。

13 款諸支出金、1 項 5 目ふるさとづくり基金費は、いただいたご寄附をふるさとづくり基金へ積み立てるもので、116 万 2,000 円を追加いたしました。

7 目役場庁舎建設基金費は、昨年度末いただいたご寄附を積み立てるもので、1 万 3,000 円を追加いたしました。

14 款予備費は、224 万 4,000 円の増額といたしました。

以上が歳出の主なるものであります。

続いて、予算書の 5 ページにお戻り願います。5 ページ、第 2 表、継続費についてであります。2 款総務費、1 項総務管理費、新庁舎建設事業について、令和 4 年度から令和 6 年度までの継続費を設定いたします。総額は、22 億 9,358 万 4,000 円であります。年割額は、令和 4 年度が 1 億 1,468 万円、令和 5 年度が 16 億 550 万 8,000 円、令和 6 年度が 5 億 7,339 万 6,000 円となります。

6 ページをお願いいたします。第 3 表、債務負担行為補正であります。債務負担行為の補正は追加が 1 件、令和 5 年度から開始を予定しておりますコンビニ・スマホ収納に係る金融機関へのコンビニ等収納代行業務について、令和 5 年度から 8 年度までの複数年度にわたる契約行為を令和 4 年度中に行うものであります。

7 ページをお願いいたします。第 4 表、地方債補正であります。地方債補正は廃止が 1 件、限度額の変更が 2 件であります。歳入でご説明いたしましたとおり、地方債充当事業の精査により補正するものであります。

なお、起債の方法、利率等については変更はありません。

以上、令和 4 年度野辺地町一般会計補正予算（第 3 号）の概要であります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 大変長くなりましたけれども、歳入から一括で質疑を行います。ページ数を

言ってから質疑をお願いします。

5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 例年であれば、6月の補正はこんなに件数というか、多くないので、3月の当初の予算から今6月でこんなに件数が出てきた理由をちょっと教えてください。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長、答弁。

○企画財政課長（秋島祐成君） 補正が多い理由ということでございまして、補正予算、当初予算成立後の様々な財政需要などに応じて編成させていただいております。本年度前年より多いというお話でございましたが、成立後に様々な財政需要が発生したということに尽きるかと思えます。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 3月の当初予算のときで、そのときはウクライナの情勢とか、いろいろあったと思うのですけれども、そのぐらいの石油の高騰なり物資の高騰、それから職員の人件費の精査というか、そういうのを除いても、いつもより件数はかなりなかった事業が入ってきているということ、何か特別な訳でもあったのかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 先ほど説明した中で、普段ない、例年ないこととして、まずワクチン接種の4回目急遽始まることになった。あと、参議院議員選挙を控えてその状況がだんだん分かってきて、それに合わせた補正を行った。それとあと、ご存じの新庁舎の関係。あとは、昨年大雪によりましていろんな施設で雪害起こってございました。それに対応した分、何か所もございます。その辺が加わった。あとは、事業費として、先ほど議員からもお話あった物価等の高騰に対応する分ということで、今お話ししたことが例年と比べてちょっと増えた部分の項目かなというふうに思います。

○議長（戸澤 栄君） ほかがございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） それでは、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出を一括で質疑行います。質疑のある方は、ページ数を言ってから質疑をお願いします。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） まず、19ページの衛生費の新型コロナウイルス感染症対策費の委託に関しては、これは今までと同じ委託先、全く同じと考えてよろしいでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

全く同じでございます。

○議長（戸澤 栄君） 2番、江渡正樹君。

○2番（江渡正樹君） 14ページです。先ほど副町長が野辺地駅のご当地のを駅で流すと、そういう

ことが説明がありましたけれども、もう少し詳しく、町長、お話ししてくださればありがたいのですが。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） 野辺地町の音楽放送についてお答えいたします。

駅構内で音楽を放送してほしいと町から要望しておったわけですが、その後青い森鉄道さんで検討していただいた結果、既存の構内放送用の設備に接続可能な音楽再生用の機器があると。それをつなぐと要望が実現できるというご回答をいただきましたので、それについて機器の購入費用の一部を町も負担させていただいて今回実現できることになりました。取りあえず今放送予定ですが、朝、夕の通勤時間帯を除くおおむね9時から16時の間、旅客列車の到着に合わせて放送するという形を取って、まずやってみようかなという予定になっております。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今のご当地音楽放送なのですけれども、大体いつ頃から始めるというところは聞いていらっしゃいますか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） この予算が成立いたしました後、機材の購入とかいたしまして、なるべく早く、今月中にでも始めていただきたいなと思っております。

○議長（戸澤 栄君） 2番、江渡正樹君。

○2番（江渡正樹君） 18ページの児童福祉とか児童に関連してお伺いしたいのですが、母子健康手帳があるわけですけれども、1,000グラム以上ないといのです。今いろんな事情もあるし、また医学も進んで、帝王切開してもきちっと生まれて育つ赤ちゃんというか、そういうのがあるわけです。そういうことで、いわゆるリトルベビーのハンドブックということについて、これは作るのは県で作るわけですけれども、多分県から何らかの連絡は来ているだろうと思いますので、ひとつ教えていただけますか。

○議長（戸澤 栄君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（木明 修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、リトルベビーハンドブックについてご説明いたします。これは、主に1,500グラム未満で生まれた赤ちゃん、そのご家族のために作られた手帳で、全国に先駆けて静岡県などで既に活用されているようです。赤ちゃんが小さく生まれた場合、母子手帳に記載された成長曲線や月齢ごとの発達の目安と成長の過程が違うために記録ができず、それによって精神的な負担が大きいとして、こういう手帳を求める声に対応してできたものであります。このリトルベビーハンドブックの使用方法といたしましては、お子様が生まれたときからおおむね3歳ぐらいまでの成長や医療の記録をすることがで

きることになっています。また、町で交付された母子手帳は、妊娠期から子育て、それから健診、予防接種などの記録に使うことができますので、この母子健康手帳も併用して使用することになります。

それらの青森県の対応といたしましては、こういった小さく生まれるお子さんは、早産等が原因となると思われますので、専門の医療体制が必要となることから、周産期母子医療センターが対応する形となります。県の周産期医療センターでは、リトルベビーハンドブックというものはまだ活用していないのですが、それに代わるものとして成長ノートというものを配布しているようです。このノートに成長曲線などを記入できるということになっております。

あと、県としては、まだリトルベビーハンドブックの導入については未定との回答をいただいております。

以上になります。

○議長（戸澤 栄君） 2 番、江渡正樹君。

○2 番（江渡正樹君） 未定だということですが、赤ちゃんにしてみると非常に、これは大事なことなのです。しっかり野辺地町でもそういう子供が生まれた場合、きちっと対応できるように要望していただきたいのです。

それで、1 つ今答弁に静岡県ということがありましたので、静岡で取り組んでいるリトルベビーハンドブックの資料がここにあります。これに関連して、今いろんな地域というか、いろんな団体で赤ちゃんに関わることでいろんな取組して、そして厚生労働大臣賞を受けている企業もあれば自治体もあるわけです。ですから、野辺地町でもいわゆる厚生労働大臣賞、自治体部門等についてもしっかりやっていくということは、私は極めて大事だろうと思うのですが、こういうのに取り組む考えお持ちですか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長、答弁。

○健康づくり課長（木明 修君） ただいまのご質問ですが、町内におきましても子育てを応援している団体がありますので、厚生労働大臣の表彰などいただくと、やはり励みになると思いますので、そういった表彰への推薦なども考えていきたいと思っております。

○議長（戸澤 栄君） 2 番、江渡正樹君。

○2 番（江渡正樹君） ひとつ要望しておきます。例えばおいらせ町は、いろんな手厚くやっているものもありますけれども、財政のいろんなことを考えると、やっぱりお金をそんなに使わなくても知恵を働かせれば、ああ、いい町だなとなると思いますので、ひとつお願いします。

次は、23 ページ、24 ページの土木費に関連してちょっとお伺いしたいのですが、二十平の交差点の右折レーン、それから馬門温泉の国道の道路の補修、これはどのような方向が来ているのか教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 建設課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、二十平の交差点の右折レーンの設置事業についてであります。昨年度青森河川国道事務所において調査を実施しました。その結果、危険交差点であるという判断の下、今年度予算を得られたことから、測量設計を実施するということでもあります。また、工事につきましては、測量設計完了後に引き続き工事の着手となる予定とのことで情報を得ておりました。

また次に、国道4号線の馬門地区における道路の補修工事についてであります。今年度は残念ながら実施の予定はないということでお聞きしております。青森河川国道事務所管内の緊急性の高い順に実施していくということではありますが、引き続き情報交換や要望等を行いながら早期に実現できるよう取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（戸澤 栄君） 2番、江渡正樹君。

○2番（江渡正樹君） それでは、22ページの農林水産で、今ホタテの状況がどうい状況なのか、稚貝が十分間に合っているのかどうか、そしてまたいわゆる親貝が十分ある状態なのか、それらについて漁師の方々は何ら困らない状態なのか、それとも生活に支障を来すような状態まで来ているのかどうか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

初めに、稚貝ですけれども、今年度の耳づりの状況においてお答えさせていただきたいと思います。まず、今年度の耳づりの状況ですけれども、欠刻貝、要するに貝殻のほうに切り込みが入っているような貝や死骸が多く見られ、出荷量につきましては前年に比べると6割弱だと聞いております。また、地まきのホタテの放流量につきましても、計画量190万枚に対して約115万枚の放流量であったということをお伺っております。

次に、成貝ですけれども、まず半成貝、1年物ですけれども、こちらのほうは業者からの需要もありまして、前年に比べて多く出荷できていますけれども、成貝2年、越冬した貝ですけれども、前年に比べれば約3割ほどの減の出荷となっているということをお伺っております。

したがって、耳づりの数量も前年より減少しているし、地まきの放流量も計画数量より6割程度のものとなっておりますので、今後2年間は出荷量が減少し、収益も下がるのではないかとということが推測されるということでした。

なお、漁師の皆様方の生活につきましては、漁業共済に加入しているということですので、水揚げ量が減少した場合、共済金を受ける形をも取っているということもお伺っております。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○2番（江渡正樹君） 1つ教育委員会、教育長にお伺いしたいのですが、私以前はヤングケアラー

で中学校1年生ということで質問しました。一人もいませんということでした。今最近取り上げられているのは、小学校の6年ということでございます。厚生労働省は、そういうところで15%あるということを行っているわけですが、野辺地町の場合はゼロだと。本当にゼロなのかどうか、結局状況を聞く場合についても、あまり言いたくないわけですね、うちの中のことは。言ったところで何してくれるのとなるわけです。ところが、ヤングケアラーについてヘルパーが派遣した場合は、これは無料なのです。だから、こういうことで困っていないかと、困っていれば無料で応援してやるよと。そのようなことであれば、それなら頼もうかということもあると思うのです。

だから、取り方の問題もあるだろうと私は思うのです。その取る場合についても、見えるような紙を渡して、それに書いて出せではなくて、ちゃんと封筒へ入れて、きちっとヤングケアラーというのはこういうものだと。そして、もしそれに値するのであったら、この封筒に入れて、あまりよその子供とか生徒に分からないような方法でそれを回収すると。結局友達、いろんな面で思春期というのですか、プライドというか、非常に微妙な時期です。ですから、そういうような微妙な時期の子供たちにしっかり寄り添ってやっていくというようなことを丁寧にやらないと、そのアンケートを取ってもゼロになるわけです。やはりゼロだということは、はっきり申し上げまして、私は取り方に問題があると言って過言ではないと思います。

これから今小学校6年が15%いっていますけれども、この前調べていないのだからないのだから済ませるつもりなのか、それとも将来ある子供をしっかりした形で守っていくのだという考えあるのか、ひとつ伺います。

○議長（戸澤 栄君） 教育長、答弁。

○教育長（新渡幹夫君） お答えします。

江渡議員の子供たちの心配することに関しては、大変感謝申し上げます。アンケートの取り方についてのお話だと思いますが、今学校では月1回いじめに関するアンケートを取っています。以前は口頭による聞き取りをしていましたが、そのときはあまり出なかったのですが、紙に書いてもらうというアンケート形式を取った場合に、以前よりも自分が気になることを正直に書いてくれる子供がどんどん、どんどん出てきております。ですから、ヤングケアラーについても、ただ口頭で聞くよりもアンケートを取る、それからアンケートの取り方も封筒に入れて取るというふうなことをやっていきたいなというふうに思っております。

アンケートを取る時期ですが、学校の行事が少し収まる、学校が落ち着く9月か10月頃にやりたいなというふうに思っております。その際に子供たち、ヤングケアラーを家庭の親のお手伝いだと思っている可能性があると思いますので、そのときにでもアンケートの取り方、アンケートの項目にも十分留意してやりたいと思っています。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 1 番、高田光雄君。

○1 番（高田光雄君） 教育長さんに1つお願いがございます。

昨年度から交通安全に対する自転車の乗り方の漫画読本、安全協会で配布して、教育長さんからもその読本についての奨励をしていただいて、大分自転車の乗り方が私の見ている限りではマナーが非常によくなったと伺っておりますし、事故もまた今のところはございませんということでございます。しかしながら、歩行時の子供たちの左側通行、あるいはまたお話ししながら歩くと、こういうのがまだ目立っておりますので、この点をまた事故防止の観点から各学校に対して、生徒さん方に対していま一度お話をさせていただいて、事故防止につなげると。

そしてまた、子供たちがその話を家庭に持ち帰って、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんにお話しすると、これが非常に効果がありますので、この点もひとつ十分ご理解いただいてご指導いただきたいと、要望でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 24ページに都市計画の審議会というものがありますけれども、それにちょっと関連しまして、町の委員会委員というのが40以上会があるようなのですが、例規で調べたのですけれども、それでこの委員の名簿をもらえる、示していただくという、名簿を教えていただくことは可能でしょうか。できればどなたが委員になられているのかをちょっと知りたいのですが。

○議長（戸澤 栄君） 目的……。

○10番（大湊敏行君） 個人情報もあるので、あれなのですけれども。目的は、例えば町で会ったときに、この方は委員だなというのがもし分かれば、そこでいろんな情報共有ができるのではないかなということをちょっと考えておまして、そういう目的なのですけれども。

○議長（戸澤 栄君） 総務課長、答弁。

○総務課長（山田勇一君） お答えします。

明確にこの場で回答できませんので、後ほどちょっと検討させていただいて、改めて回答いたします。

○議長（戸澤 栄君） 2 番、江渡正樹君。

○2 番（江渡正樹君） お昼も近いので、これで終わります。

24ページの土木費に関連して1つ要望というか、お願いしたいのですが、馬門川の河川工事、大変ありがとうございました。それで、馬門の方に話をしたら、立派にはできたけれども、雨が降ってみないと分からないのだよと、そういう話なのです。どういうことかということ、河口というのは、そこにちょっとしたやませというか、雨が続きたりすると、砂利というか砂というか、たまるのです。そうすると、出口が高くなると雨が降ってもそこから止められてしまうという形がありますので、その辺を県のほうの担当の港湾事務所等にどのような形でお話ししているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（戸澤 栄君） 建設水道課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） ただいまの質問にお答えいたします。

むつ小川原港管理事務所の管轄になるのですけれども、まず毎年新設する箇所につきましては漁協さん、町、それからむつ小川原港管理事務所で現地確認の上、要望を聞きながら実施箇所を選定しているようであります。

今年度につきましては、まず馬門川の河口の付近の浚渫を予定しているということでお聞きしておりました。工事の発注の時期につきましては、6月中には発注できるということで回答を得ておりました。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 5番、野坂 充君。

○5番（野坂 充君） 同じく24ページ、除雪対策費に関連して、除雪協力隊の隊長さんというか、事務局が事業をやめたということなのですが、この新しい事務所というか、隊長さんは誰になっていきますか。

○議長（戸澤 栄君） 建設水道課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） ただいまの質問にお答えになるかどうか分からないのですけれども、まずはっきりしたご挨拶といたしますか、決定した部分につきましては私も聞いておりません。来月、再来月ぐらいには総会なり開ければ、その後情報が入ってくると思われまいますので、ご了承願います。

○議長（戸澤 栄君） よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで歳出の質疑を終わります。

次に、第2表、継続費から第4表、地方債補正まで一括の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎動 議

〔「議長」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） この令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）の一部を修正する動議を提出したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（戸澤 栄君） どういうことなのか、ちょこっと簡単に説明してくれませんか。

はい、どうぞ。

○11番（赤垣義憲君） 令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）の第2条、継続費は、今後3年間の新庁舎建設事業の事業費を確保する約束する予算であります。これを約束するためには、新庁舎建設事業費の資金提供者である町民から承諾を得なければならないと考えております。しかしながら、かわら版第5号において約4億5,000万円の増額の説明がされただけであって、この事業費増額については町民のご意見を伺っておりません。また、承諾もいただいております。

したがって、本補正予算の継続費を削除し、アンケートや住民投票などを用いて町民のご意見を伺い、賛同を得られた後、再度継続費を予算計上して計画を進める必要があると考えていることから、本補正予算第2条の継続費を削除する修正を提案するものであります。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣議員より修正の動議が提出されました。この赤垣議員の動議に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤 栄君） 所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩（午前11時59分）

再開（午後 零時09分）

○議長（戸澤 栄君） 再開いたします。

○議長（戸澤 栄君） 本修正案に赤垣議員ほか1名から、お手元に配りました修正動議が提出されております。

したがって、これを本案と併せて議題とします。

提出者、赤垣議員の説明を求めます。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 議案第29号 令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議を提出させていただきました。

地方自治法第115条の3及び会議規則第16条の規定により、別紙修正案を添えて提出いたしております。

修正の内容については、令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）の第2条を削除する。第3条を第2条とし、第4条を第3条に改める。第2条中第3表を第2表とし、第3条中の第4表を第3表に改めるという修正内容であります。

新庁舎建設事業計画では、様々な変更点がありましたが、今回の事業費増額は、本事業計画における最大の変更であります。この大きな変更の是非について、事業費の提供者である町民の皆さんから

ご意見を聞かずして正しい判断をすることはできません。

これまでの計画は、野村町長就任当初のアンケート結果を基に進められてきたものであります。その計画を進めるに当たっては、大きな問題点が幾つもありました。まず、建設用地を予定どおり取得できなかったこと。予定していた用地確保ができず、旧庁舎を解体しながら建設していかなければならなかったこと。実施設計において人件費など様々な価格が上昇し、工事費が約4,900万円膨らむなど、基本構想での事業費に収まらなくなり、関連事業の防災無線システム更新費を含め約1億4,860万円増額したこと。基本構想での事業費から大幅な増額をしたにもかかわらず、地元企業を中心とした共同企業体による入札において、約5億3,000万円の価格差で落札されなかったこと。地元企業共同体という縛りを撤廃し、指名競争入札に切り替えたにもかかわらず、指名業者15者中9者が辞退する中、6者で入札が行われ、その結果約1億9,000万円の価格差で落札されなかったこと。そして、今回約4億5,000万円もの事業費を増額するという、これまでにない大きな変更であります。にもかかわらず、新庁舎建設基金の原資である原子力立地給付金の積立てを5年間も延長しなければならない事態に陥りながらも、町民の同意を得ないまま、計画見直しやアンケートの実施など、議員の要望があっても受け入れず、強引に議会の多数決によって予算を決定しようとしていること。

まずは、事業資金提供者である町民の皆様の同意を得ることは最低限必要であることから、それが行われるまでは庁舎建設に係る事業費の予算は認められません。これらの理由から、本補正予算に計上されている継続費を削除する修正を行うものであります。本補正予算には、新型コロナウイルス感染症対策の事業費など、重要な予算も計上されていることから、補正予算自体を反対するのではなく、一部削除という修正をいたしました。

議員の皆様におかれましては、世界情勢の変化や円安、物価上昇など様々な情勢が変化している今、新庁舎建設事業計画を現状のまま進めることが正しいのか、タイムリーな民意を聞いた上でご判断いただきたいと考えていることから提案するものであります。町民の皆様のご意見を伺う時間をつくるためにも、ぜひご議決いただきたくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから修正案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

6番、岡山義廣君。

○6番（岡山義廣君） 今修正案の内容説明をいただきました。我々議員は、4年に1度町民から負託を受けてこの議席に座っているわけでございます。いろんな事情を今話をされましたけれども、この庁舎建設に関しては、町民の方々から庁舎は建設するのかどうか、しないのかというような話をよく伺います。もう2回も不落しているわけですから、町民の皆さんは建たないのではないのかというような話もされている方もおります。ただ、今の6月議会で、この庁舎建設の予算に対しての審議がされるというような話を私はしておりますけれども、その審議の結果、この補正予算が皆さんから理解をいただいて、これが通った場合、2回不落になっていますけれども、3回目の入札は予定されてい

ますというふうな話をしています。

我々の議員としての役目は、この場所でいろんなことを審議しながら決定していく、町民からのいろんな意見をこれから伺うというふうなことも、これは私は決して悪いことではないと思いますけれども、我々は何のためにこの議席に座っているのかというようなのをよく考えてもらいたい。私は、この事業は3年にわたっての大変大きな事業ですけれども、この議会でもって結論を出すべきであると、そのように思います。

以上です。

○議長（戸澤 栄君） 2番、江渡正樹君。

○2番（江渡正樹君） 皆さんもご存じのように、そもそもこの庁舎建設に関わる事業は、あの熊本地震があって、いざ防災拠点が使えなければ困るから、国で援助するから早く建てたいという、必要のあるところは建てなさいと、そういうことから始まったのが野辺地の役場庁舎建設であります。先ほど皆さんも感じ取ったと思いますが、地震が来しました。いつそういう災害があるかどうかは分からないわけですし、一日も早く建てて、その災害に備えるのが町民の負託に一番応える、町民の命を守る、これ以上に勝る行政の責任はありません。

したがって、一日も早く建つことを進めていただきたい。この修正については、私は反対でございます。

○議長（戸澤 栄君） 質疑まだありますか。質疑ですよ。討論ではありませんよ。今は質疑です。よろしいですか。質疑ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

○5番（野坂 充君） ちょっと待ってください。さっき議長、質疑と言ったでしょう。

○議長（戸澤 栄君） そうです。

○5番（野坂 充君） 江渡議員と岡山議員のも、あれは質疑ですか。反対意見でしょう、誰が聞いても。違いますか。

○議長（戸澤 栄君） 言われた方々が質疑だと判断した言葉だと思いますけれども。

○5番（野坂 充君） それ止めるの議長でしょう。質疑と言っているから、質疑やっていないでしょう。

○議長（戸澤 栄君） では、元に戻します。座ってください。

ということでございます。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございますか。

2 番、江渡正樹君。

○2 番（江渡正樹君） それでは、反対討論を申し上げます。

先ほども申し上げました。先ほど地震があったように、この役場庁舎については、熊本地震を経て、いざというときに庁舎が防災拠点とならなければ困ると、そういうことで国で本来は庁舎建設は自己資金でやりなさいというのが本来の姿ですけれども、これを国で補填してやるということで進めている事業でございます。

したがって、一日も早くこの庁舎を建てること、それがすなわち町民の命を守ること、町民の命、生命、財産を守る、これ以上の施策はございません。早く建てていただきたいと思いますので、私はこの修正には反対でございます。

○議長（戸澤 栄君） 次に、修正案に賛成の議員の討論ございますか。

5 番、野坂 充君。

○5 番（野坂 充君） 先日5月23日に行われた特別委員会の中でも、それから昨日の一般質問の中でも、議員3名から新庁舎に関する問題が提起されております。それを副町長は民主主義だと、町民の代表である議員が議決すれば民主主義となるというような発言をしております。

また、町長は選挙公約として「広く町民の声を聞いてコンパクトな庁舎を建設する」と言っておりますけれども、公約違反でしょう。町民の真意を問うべきであると思いますので、私は動議に賛成いたします。

○議長（戸澤 栄君） 6 番、岡山義廣君。

〔「賛成だべ、今」「反対の意見でもいいですか」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 修正案に反対の意見ですか。

○6 番（岡山義廣君） はい。

○議長（戸澤 栄君） 6 番、岡山義廣君。

○6 番（岡山義廣君） 先ほどもお話ししましたがけれども、この修正案には反対いたします。

中長期的に見て、今予算が社会情勢の中で思いがけない工事費がかさむわけですがけれども、落ち着いてからまた考え直そうとかというふうなもの、これは想定できないのです。4年、5年たった後、2年前、3年前の単価に落ち着くかどうか、それは私はほとんど信用していません。

よって、中長期的に考えたときには、役場庁舎は予算がちょっと増額になりましたけれども、予定どおりに実行すべきであると、そのように思いますので、修正案には反対します。

○議長（戸澤 栄君） 賛成の方、よろしいですか。

3 番、中谷謙一君。

○3 番（中谷謙一君） 自分は動議に賛成します。

反対の方は、一旦事業を止めた議員さん方が今早急に建設をするべきだという、全く別な意見を言
って反対している、そんな変な話はないでしょう。ちゃんと段階を踏んで、町民から4億5,000万円と
いう追加の予算を原子力立地給付金を使って5年間も基金として使っていいのか、きっちり聞いてか
ら事業を進めるべきだと思いますので、動議には賛成いたします。

○議長（戸澤 栄君） それでは、討論を打ち切ってよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号 令和4年度野辺地町一般会計補正予算（第3号）の採決を行います。

まず、本案に対する赤垣議員のほか1名から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤 栄君） 起立、賛成議員、5名となりました。

以上のとおり、採決の結果、賛成、反対同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本修正案に対し裁決いたします。

この修正案について、議長は否決の裁決をいたします。

続きまして、原案（議案第29号）について起立によって採決をいたします。

原案（議案第29号）に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤 栄君） 以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が原案（議案第29号）に対して裁決
いたします。

この原案（議案第29号）については、議長は可決の裁決をいたします。

昼食に入ります。1時半まで休憩といたします。

休憩（午後 零時26分）

再開（午後 1時29分）

○議長（戸澤 栄君） 再開をいたします。

始まる前に、大湊議員から委員の名簿ということだったので、その件について総務課長から説明を
します。

はい、どうぞ。

○総務課長（山田勇一君） 大湊議員から質問のありました町の各種委員の名簿の公表の件について
回答いたします。

各委員につきましては、非常勤の地方公務員という立場になりますので、公の委員ということで、原則名簿については公表可能でございます。ただし、例えば住所とか、生年月日とか、そういうものを除き、氏名であれば公表は可能となります。

ただし、例えば私的な権利とか、正当な権利が害されるおそれがあるときなどは、そこは公開できないということになりますけれども、いずれにいたしましても名簿の公開に当たっては、町の情報公開条例のに基づいて行われることになりますので、よろしくお願いします。

○議長（戸澤 栄君） それは、各委員会の許可を得なくても大丈夫なのですか。分かりました。

それでは、議案第30号に入ります。令和4年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

歳入歳出予算補正の主なる項目について町民課長から説明を求めます。

はい、課長。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第30号 令和4年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ301万2,000円を追加し、予算の総額を16億2,149万4,000円といたしました。

歳入についてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。6款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、4月の人事異動に伴う職員給与費繰入金を301万2,000円増額いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款総務費、1項1目一般管理費は、4月の人事異動に伴い、2節給料から18節負担金、補助及び交付金までを合わせて301万2,000円増額いたしました。

以上、令和4年度野辺地町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これから歳入歳出一括で質疑を行います。ページ数を言ってから質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和4年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町民課長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第31号 令和4年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ278万6,000円を増額し、予算の総額を1億9,483万2,000円といたしました。

歳入についてご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。3款繰入金、1項1目1節事務費繰入金は、4月の人事異動に伴う人件費として278万6,000円を増額いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。1款総務費、1項1目一般管理費は、4月の人事異動に伴う人件費として、2節給料から18節負担金、補助及び交付金まで合わせて278万6,000円を増額いたしました。

以上、令和4年度野辺地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） 歳入歳出一括で質疑を行います。ページ数を言って質問してください。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 5ページ、歳入、繰入金についてお伺いします。

1目事務費繰入金とありますが、これの財源は一般会計からの繰入れでしょうか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○町民課長（上野義孝君） 一般会計からの繰入金となります。

○議長（戸澤 栄君） ほかがございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和4年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
介護福祉課長、説明。

はい、どうぞ。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 議案第32号 令和4年度野辺地町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。既定の予算額に182万9,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,012万9,000円といたしました。

それでは、歳入の主なるものについてご説明いたします。5ページをお願いいたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金は108万5,000円減額、そして同じく3目を70万1,000円減額しました。これは、第9次介護保険等事業計画策定に必要なニーズ調査に係る経費及び社会福祉士の人件費の一部が本交付金の対象外となり、一般管理費に組み替える予定であることから減額になったものであります。

続いて、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金及び5款県支出金、2項県補助金、1目、2目及び7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目、3目についても同様の理由による減額となります。

続きまして、6ページの7款繰入金、2項基金繰入金、1項介護給付費準備基金繰入金を141万8,000円減額いたしました。これは、基金から取り崩して対応している額から補正の対象となった金額を調整して減額するものです。

続いて、歳出の主なるものについてご説明いたします。7ページをお願いいたします。1款1項総務管理費、1目一般管理費を799万円増額いたしました。これは、令和4年4月の人事異動に伴う人件費の調整並びに先ほどのニーズ調査に係る委託料と郵便料の組替えによる増額であります。

4款2項1目一般介護予防事業費は、先ほどのニーズ調査に関する経費を減額するとともに、地域包括支援システム機器リース料を別の特別会計の介護サービス事業特別会計から組替えいたしました。これは、用途変更によるものであります。

同様に4款3項3目包括的支援事業費は、令和4年4月の人事異動に伴う調整による182万2,000円の減額であります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これより歳入歳出一括で質疑を行います。ページ数を言って質疑をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和4年度野辺地町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

介護福祉課長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） 議案第33号 令和4年度野辺地町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

別冊の補正予算書をお願いいたします。既定の予算額から歳入歳出それぞれ140万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ60万円といたしました。

それでは、歳入の主なるものについてご説明いたします。5ページお願いいたします。3款繰入金、1項基金繰入金、1目介護サービス事業基金繰入金を140万円減額いたしました。これは、地域包括支援センターの外部委託に伴い、専用のシステム機器等賃貸借契約を終了予定としておりましたが、別事業で使用する必要性が生じたことにより、今年度使用分を議案第32号の介護保険特別会計に組替えしたことによる介護サービス事業基金繰入金の減額となります。

続いて、歳出についてご説明いたします。6ページお願いします。1款事業費、1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費を166万7,000円減額いたしました。これは、歳入にてご説明した地域包括支援システム機器リース料の減額に伴うものであります。

加えて、3款予備費で財源調整を行いました。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これより歳入歳出一括で質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第34号 令和4年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

建設水道課長の説明。

はい、どうぞ。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） それでは、議案第34号 令和4年度野辺地町水道事業特別会計補正予算（第1号）について、お手元の別冊予算書でご説明いたします。

最初に、1ページをお願いいたします。今回の補正予算は、人事異動に係る人件費と委託料等の増減が主なものであり、同額を予備費から財源調整したことにより、収入及び支出の既定予算額には増減はございません。

第2条、収益的収入及び支出の補正について、支出の1款1項営業費用の既決予定額2億1,783万1,000円を201万3,000円増額して2億1,984万4,000円とし、4項予備費の既決予算額を2,213万5,000円から財源調整のため201万3,000円を減額し、2,012万2,000円といたしました。

1款水道事業費の補正について、増額となる補正予定額を予備費から同額を調整したことにより、補正後の予定額も2億7,600万円となります。

第3条、職員給与費の補正は、議会の議決事項となっております。補正の内容は、補正予算説明書で説明いたします。

10ページをお願いいたします。このページに訂正の箇所がございます。表題に令和3年度と表記してありますが、令和4年度の誤りでございます。お手数でありますが、訂正方を願います。

それでは、ご説明いたします。（1）、収益的収入及び支出の収入の1款2項2目一般会計負担金は13万円の増となります。

4目雑収益は、財源調整のため13万円を減額とし、収入予定額には増減はございません。

支出では、1款1項4目総係費に人事異動に伴う1節の給料32万4,000円のほか手当等を増額いたしました。

19節委託料には、中央監視装置等移設業務59万3,000円を増額いたしました。

4項予備費は、財源調整のため201万3,000円減額いたしました。

支出予定額についても増減はございません。

以上、議案第34号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） これより水道事業補正予算を一括で質疑を行います。何かございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題にします。

町民課長、説明。

はい、どうぞ。

○町民課長（上野義孝君） それでは、議案第35号についてご説明申し上げます。

議案書79ページをお願いいたします。議案第35号は、野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案であります。昨年の6月定例会においてもご議決いただきました新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免期間を延長するため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表でご説明いたします。議案書81ページをお願いいたします。附則15項中の令和4年3月31日を令和5年3月31日まで1年間延長するものであります。

この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日からの適用となります。

以上、議案第35号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

介護・福祉課長。

はい、どうぞ。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） それでは、議案第36号についてご説明申し上げます。

議案書83ページをお願いいたします。議案第36号は、野辺地町介護保険条例の一部を改正する条例案であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる被保険者に係る介護保険料の減免措置の期間を延長するため提案するものであります。

新旧対照表でご説明申し上げます。85ページをお願いいたします。附則第7条には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免について定められておりますが、減免の要件となる納期限について、令和4年3月31日までを令和5年3月31日までの納期限に改め、措置期間を延長するものです。

以上、議案第36号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑がないことを認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論もなしと認めます。

これから議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 野辺地町手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

建設水道課長の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） それでは、議案第37号についてご説明いたします。

議案書87ページをお願いいたします。議案第37号は、野辺地町手数料条例の一部を改正する条例案であります。これは、青森県屋外広告物手数料条例の規定に基づき、屋外広告物許可申請に係る手数料の減免について所要の改正を行うため提案するものであります。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。90ページをお願いいたします。手数料の減免第6条第2項第1号を削り、同項2号中、第7条第5項を第8項第6号に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号に改めます。

この条例は、公布の日から施行することといたします。

以上、議案第37号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） これより質疑を行います。質疑ございますか。

7番、高沢陽子君。

○7番（高沢陽子君） 提案理由を見まして、もう少し詳しく知りたいなと思いました。そして、次のページの対照表を見ますと、政治資金規正法第6条の規定による届出を経た政党云々と書いております。貼り紙、貼り札、立て看板を表示するための許可を受けようとするとき、ここの部分が削除になるということは、これはこれからは手数料等を徴収しますということなののでしょうか。ちょっともう少し詳しく、恐縮ですが、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（戸澤 栄君） 担当課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） お答えいたします。

手数料をこれから徴収するというものではなくて、青森県の屋外広告物条例の適用除外の広告物という扱いになるため、その部分を削って最初からもう適用がなされないという扱いになっておりまして、その分、今の条例で改正するものであります。

○議長（戸澤 栄君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論もないことと認めます。

これから議案第37号を採決します。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 野辺地町住宅貸与並びに使用料徴収条例を廃止する条例案を議題とします。

建設水道課長の説明。

はい、どうぞ。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） それでは、議案第38号についてご説明いたします。議案書91ページをお願いいたします。

議案第38号は、野辺地町住宅貸与並びに使用料徴収条例を廃止する条例案であります。

議案書92ページをお願いいたします。93ページの位置図も併せて御覧ください。これは、観音林後内の町所有の一戸建て高校職員住宅を解体したことから、本条例を廃止するため提案するものであります。

この条例は、公布の日から施行することといたします。

以上、議案第38号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これより質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 財産の取得の件（マイクロバス）を議題とします。

建設水道課長、説明。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） 議案第39号についてご説明いたします。

議案書95ページをお願いいたします。議案第39号は、財産の取得の件であります。地方自治法及び野辺地町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の買入れとなることから、議会の議決を求めるものであります。

96ページをお願いいたします。取得する財産は、マイクロバス1台です。取得価格は1,119万6,350円。契約の相手方は、野辺地町字田名部道44番地4、株式会社はまなす自工代表取締役、砂原昇氏であります。

98ページをお願いいたします。参考資料となりますが、取得する財産の概要及び入札の状況を掲載しております。

以上、議案第39号についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（戸澤 栄君） これより質疑を行います。質疑ございますか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 前にも聞いたかもしれないのですが、このマイクロバスの使い道をもう一度確認したいのですが、よろしく願います。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） お答えいたします。

まず、町民等の研修への移動の手段、それから学校行事等の学習のための移動の手段で使用予定でございます。

○議長（戸澤 栄君） はい、どうぞ。

○11番（赤垣義憲君） ありがとうございます。前の説明で、たしかコロナ関連で密にならないように、移動を2台ですとかというふうな説明を受けたのを思い出しました。ありがとうございます。

もう一つ聞きたいのですが、財産取得とは反対に、財産を売却するという先日ホームページを見たのですけれども、リフト付きのマイクロバス売却の入札の案件がホームページに載っていました。年式は確かに古いのですが、まだ走行は7万キロを超したぐらいと記載されていたように思いますが、そのリフト付きのマイクロバスの売却する理由を教えてください。

○議長（戸澤 栄君） 防災管財課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

リフト付きマイクロバス、こちらのほう防災管財課のほうに用途廃止引継ぎで普通財産として管理していましたので、お答えいたします。たしか平成11年に取得したもので、大分年数がたっていて、実際実車のほう納入というか、戻されてからこちらのほうで点検しましたがけれども、町での使用にはちょっと耐え得るような状態であります。

ただ、修理して活用される方もいるということで、これを売却する、これは全く価値がないものかどうか見積りいただいたところ、価値は若干あるということでしたので、あと売却のほうに付すことにしまして、今公告して指名願出している県内の方であれば誰でも参加できるように、一般の形で公告しておりました。

○議長（戸澤 栄君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 指名願出している方へ売却ということですが、例えば一般市民で、それ個人的に使いたいのだよとなったときに購入はできないものですか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

指名願出している方、一応審査のほうでその方がどういう、個人であればどこにいてどういう方、あるいは法人であればどう登記されていて、使うはんこがどういうものというのが分かりますので、簡略化のためにそうしておりますけれども、今回もし町の希望価格以上の価格で買う方がいなければ、次の機会に範囲を広げて今ご提案の方々にも案内することを考えたいと思います。

○議長（戸澤 栄君） ほかがございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 質疑を終わります。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 有戸辺地に係る総合整備計画の策定の件を議題とします。

企画財政課長。

はい、どうぞ。

○企画財政課長（秋島祐成君） 議案書99ページをお願いいたします。議案第40号は、有戸辺地に係る総合整備計画の策定の件であります。

次のページをお願いいたします。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、有戸辺地に係る総合整備計画を策定したので、議会の議決を求めるため提案するものであります。

この計画は、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めるもので、この計画に基づいて実施する公共施設等の整備について辺地対策事業債を活用することが可能となります。

また、計画を策定する際は、あらかじめ県知事との協議を行う旨定められているところでありますが、このたび県知事から計画の内容に異議はないとの回答をいただいたことから、議会の議決を求めるものでございます。

103ページをお願いいたします。計画書についてご説明申し上げます。まず、1つ目の辺地の概要であります。（1）の辺地を構成する町又は字の名称は、木明、明前、有戸、蟹田、目ノ越の5つとしております。また、（2）では地域の中心の位置、（3）では規則により算出されます辺町度点数を記載しております。

続いて、2つ目の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、当地域の農道、消防団車両、光ファイバー網につきまして現状と整備の方向性について記載をしております。

3つ目の公共的施設の整備計画につきましては、令和4年度から令和8年度までの5年間で有戸地区農地整備、消防団車両更新整備、光ファイバー整備をすることとしており、事業費の合計は1億7,217万円、その財源内訳は全額一般財源で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は1億7,130万円としているところでございます。

以上、議案第40号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（戸澤 栄君） これより質疑を行います。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 103ページです。光ファイバー整備事業とあります。これは、光ファイバーをその地域に布設するという事業だと思って聞いておりますが、この光ファイバーの設備は、所有者は町、そしてその光ファイバーを運用するのはどちらになりますか。

○議長（戸澤 栄君） はい、課長。

○企画財政課長（秋島祐成君） 光ファイバーの整備計画でございますが、その整備方法につしまし

てはまだ検討中でございまして、いろいろ手法あると思われませんが、町の所有として整備するのか、あるいは最初から民間が整備して、それに対して町が補助するとか、そういういろいろな方法がございますので、それは今後の検討になります。

○議長（戸澤 栄君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 討論はないものと認めます。

これから議案第40号を採決します。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎陳情審議

○議長（戸澤 栄君） 日程第2、陳情審議を行います。

本定例会には陳情等文書表のとおり、3件の陳情書が提出されております。この陳情書については、議会運営委員会において議員配付と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸澤 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、この3件の陳情書については議員配付にすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（戸澤 栄君） 以上で本定例会に付議されました議案等の審議が全て終了しました。

これをもって令和4年第2回町議会定例会を閉会します。